

随意契約見直し計画

平成 20 年 1 月
国立大学法人鹿屋体育大学

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも 20 年度から全て一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		() %	() %
一般競争入札等	競争入札				(12.5%)
	企画競争	() %	() %	(6.3%)	(9.5%)
随意契約		(100%)	(100%)	(81.2%)	(67.5%)
		16	74	13	50
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		16	74	16	74

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
平成20年1月までに、以下の措置を講じ、随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、遅くとも平成20年度から一般競争入札等に移行。

(1) 総合評価方式の導入拡大

情報システム、公共工事の設計業務等、既に総合評価落札方式が導入されている分野に加え、総合評価落札方式によることが必要と考えられる調達分野については、今後、総合評価落札方式による一般競争入札を導入することを検討する。

(2) 複数年度契約の拡大

研究開発やシステム関連等の複数年度にわたる契約については、経済性・効率性の向上を図ることを目的に、内容を精査し複数年度契約を拡大することが可能か検討する。

(3) 入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、電子入札の拡大や公告の方法等について検討を行う。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載

3. その他

予定価格による随意契約の基準額については、平成19年度より国の規定に準じたものに改正済み。